

2第10号陳情 「東大和市子ども・子育て憲章」の制定を撤回し改めて子どもの自由と権利を主体とした内容に検討し直すよう求める陳情

受 理 年 月 日 令和2年8月26日

陳 情 者 所沢市松が丘2-41-12
平吹 誠司

付託する委員会 厚生文教委員会

陳情趣旨

現在、東大和市が制定しようとしている「東大和市子ども・子育て憲章」を撤回し、改めて十分な時間をかけ、広く子どもたちや市民の声を聴き、子どもの自由と権利を主体とした、歴史に耐え得る条例なり憲章なりを検討し直すよう、市議会として東大和市長に求めてください。

陳情理由

「東大和市子ども・子育て憲章」は「制定された時から半永久的に市民の行動規範となる」（2020年2月21日東大和市議会本会議での市側の答弁）だそうです。そのように市民にとってかけがえのないものを、たった9か月ほどの短い期間で十分な検討ができるものでしょうか。

現に子どもが会議に参加したといっても、校長推薦の小・中学生（15名）を集めた会議が2回、それも小学5年生と中学2年生のみです。しかも高校生は入っていません。

小5と中2のみが参加していることには、「授業や学校行事、受験などの影響が少ない」ことを挙げ、高校生が除外されている理由としては、「部活動やアルバイト、授業等の多忙な状況」をその理由に挙げていますが、根拠としてはあまりにも薄弱です。

また大人の代表としては、小中学校の校長会代表と私立保育園園長会の会長の2名、民生・児童委員、子ども子育て支援事業従事者、公募一般市民各1名の5人です。現場の保育士・教員などは入っていません。

これらのことを鑑みれば、50周年の記念式典に合わせた、いかにも急ごしらえで策定したという経過が推測されます。

策定した憲章案に対するパブリックコメントには多くの疑問や反論が出ています。

それらひとつひとつに真摯に答えることなく、「貴重なご意見として承り、今後の子ども・子育て支援施策等において、参考とさせていただきます。」という紋切り型の答弁ばかりが目立ちます。

市側は口を開けば「児童福祉法や子ども憲章、子どもの権利条約などの理念に基づき（中略）検討を進めてきた」（同市議会本会議）と言っていますが、およそその形跡は見られません。権利条約に言う4つの権利などはおろか、「権利」のけの字もありません。子どもは約束させられるだけの存在です。大人も約束させられているのだからいいだろうという問題ではありません。

憲章を作るのなら、まずは日本国憲法を規範とすべきです。市は上記の法律・憲章は口にします（口にするだけです）が、日本国憲法の本質には言及しません。「子ども・子育て憲章」は基本的人権や思想・良心の自由とはかけ離れたものと言わざるを得ません。

このようにして策定された「子ども・子育て憲章」であればこそ、将来にわたって永く市民の指針になるものとしては不適格です。

今からでも遅くはない、市はこの憲章を撤回し、改めて十分な時間をかけ、広く子どもたちや市民の声を聴き、子どもの自由と権利を主体とした、歴史に耐え得る条例なり憲章なりを検討し直すべきです。